

令和7年度 学校教育指導の重点



© 太田市

太田市教育委員会

は じ め に

「太田市教育大綱」には、その基本理念の実現に向けた六つの基本方針が掲げられています。

この「令和7年度学校教育指導の重点」は、その基本方針の二つ目にある「義務教育の推進」と三つ目にある「高校教育の推進」について【指導の重点】を示し、各学校が教育活動を推進する上での拠り所としていただけるよう作成したものです。

各学校においては、家庭、地域との連携を十分に図りながら、子どもたちが将来に向け、夢と希望を抱きながら、自信をもって生きていく力を身に付けられるようお願いいたします。

「太田市教育大綱」の基本施策「2 義務教育の推進」

- 「主体的・対話的で深い学び」を通して、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童生徒に確かな学力が定着するよう努めます。
- 教職員の指導力の向上を図り、児童生徒の基礎・基本の定着と個性・能力を伸ばすことに努めます。
- 心の教育、健康教育、安全教育、環境教育等を推進し、豊かな心と健やかな体を育み、バランスのとれた「生きる力」の育成に取り組みます。
- 児童生徒の多様性に対応するために、きめ細やかな指導・支援等の充実を図ります。
- 業務改善等を推進することで、教職員が働きやすい職場づくりに努めます。
- 学校施設や樹木等について適切な維持管理と計画的な改修を行い、安全・安心な教育環境の整備に努めます。
- ＩＣＴ機器の積極的な活用と適切な維持管理に取り組みます。
- 安全・安心な、美味しい学校給食を提供できるよう、給食施設の計画的な建替えと衛生的な維持管理等に取り組みます。

「太田市教育大綱」の基本施策「3 高校教育の推進」

- 中高一貫校として、6年間を通した系統性のある指導を実践し、高い学力や専門知識の習得、部活動の推進に努め、生徒一人一人の進路実現を目指します。
- 地元企業や大学、地域と連携したグローバル人材育成事業を推進し、地元企業への就職率やＵターン率の向上を目指します。
- 学校施設について適切な維持管理と計画的な回収を行い、安全・安心な教育環境を確保します。
- 市内に居住する高校生が経済的な理由で大学等への進学を断念しないよう、給付型奨学金による進学支援を行います。

1 学校経営の充実

(具体方針)

○「生きる力」の育成

- ・学習指導要領で求める資質・能力の育成に向けた教育課程の適切な編成と確実な実施及び学校評価等に基づく改善に努めるとともに、児童生徒に、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成に努めます。

○信頼される学校づくり

- ・教職員一人一人の危機管理意識を高め、家庭・地域・関係機関と連携して安全・安心で信頼される学校づくりに努めます。

【指導の重点】

- 教科横断的な視点を踏まえた指導の工夫や教育内容と地域資源を組み合わせたカリキュラム・マネジメントを充実するなど、学習指導要領の趣旨を踏まえた望ましい教育課程の編成・実施と計画的な管理及び評価の充実に努めます。
- 確かな学力の向上に取り組むほか、人権を尊重し、他人を思いやる心や多様性を尊重する心の育成、さらには、将来にわたって健康に暮らすための知識の習得や意識の醸成、生活習慣の定着に努めます。
- 学校ブログ等を活用し、家庭や地域へ積極的に情報発信するとともに、学校評価を通して教職員が学校運営の成果や課題を共通理解し、その結果を公表することで、保護者や地域住民の学校運営についての理解を深め、信頼される学校づくりを進めます。
- 危機管理マニュアル、学校安全計画等に基づく校内検証と地域連携により、教職員と児童生徒の危機管理能力を高め、安心・安全な学校づくりに努めます。

2 確かな学力の確実な定着に向けた指導の充実

(具体方針)

○授業の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、知識・技能の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力等を育成しながら、主体的に学びに向かう児童生徒の育成に努めます。

○きめ細かな支援の充実

- ・ICTの特性・強みを生かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、確かな学力の確実な定着に努めます。

【指導の重点】

- 教師が「～させる」授業から、児童生徒が「～する」授業への転換を図り、児童生徒が、自己決定する場面、他者との対話や交流する場面、試行錯誤する場面のある問題解決的な学びを充実させるよう指導助言し、主体的に学びに向かう児童生徒の育成に努めます。
- 学力向上コーディネーターを中心に、全国学力・学習状況調査、市費学力検査の結果を「学力向上レポート」を活用して分析し、自校の学力向上対策の重点について全教職員で共通理解を図るとともに、その取組の進捗状況を評価・改善していくPDCAサイクルの確立に努めます。
- 校長会や学校訪問等を通じて、「児童生徒が考え表現（アウトプット）する授業」や「定着度の確認と適切な個別指導」、「系統的な学習や特色ある取組の積み上げ」等の視点をもとに、学力向上に向けた情報提供、指導助言に努めます。

- 外国語指導助手（ＡＬＴ）を市内全小・中・義務教育学校、市立高等学校に配置し、異文化に対する関心を高め、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成に努めます。
- ＩＣＴ活用の特性・強みを最大限に生かして、学習支援ソフトや授業支援ソフト等を活用して個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進するとともに、効果的な活用の場面・方法等について、各校の実践例や教育研究所研究班の研究を共有することで、教職員の授業力の向上と児童生徒の確かな学力の定着を図ります。
- 学校での教育活動全体を通して、忍耐力や調整力、協調性などの非認知能力の育成が図れるよう、情報提供に努めます。

3 研修の機会の充実

（具体方針）

○キャリア段階や職務に応じた研修の推進

- ・教職員の意欲と専門性を高め、効果的な質の高い教育活動を行うための職能成長に努めます。

○研修の機会や情報の提供

- ・教育課題解決に向けた内容や、教職員のニーズに応じた内容などを扱い、研修の機会と情報提供の充実に努めます。

【指導の重点】

- 職能成長を図るため、教職員研修や教育相談初級講座等、キャリア形成や学校運営に必要で魅力的な研修の企画に努めます。
- 校内研修の充実、人事評価・研究履歴記録シートの活用、各種研修会への参加等を促し、教職員の学習指導力や生徒指導力、学級経営力の向上を図ります。
- 専門的知見を得るために外部講師を招聘したり、内容に応じて形態を工夫したりし、参加者にとって有益な研修会の提供に努めます。
- 太田市教育研究所研究班において、教職員のニーズや太田市の課題解決に資する研究を行い、その取組を市内教職員に発信するよう努めます。

4 生徒指導・キャリア教育の充実

（具体方針）

○自己指導能力の育成

- ・多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦することや、他者と協働して創意工夫することの重要性を実感することで、自己指導能力の育成に努めます。

○常時指導の充実

- ・言葉遣いやあいさつの励行等、基本的生活習慣の定着と規範意識の高揚を図ります。

○不登校への対応

- ・不登校の未然防止・早期発見・解決に向け、全教職員による組織的な対応及び関係機関との連携を積極的に行い、誰もが安心して学べる環境づくりと個に応じた支援の充実に努めます。

○いじめ防止対策の充実

- ・太田市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に則り、いじめの未然防止と「いじめ一報」を活用した早期発見・解決に向けた取組を進めるとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を支援します。

○問題行動等への対応

- ・問題行動発生時には、全教職員による組織的な対応と、家庭や関係機関との連携によ

り、早期解決に努めます。特に、暴力4行為については「問題行動等緊急報告用紙」を活用し、関係機関と連携して対応します。

○児童虐待・ヤングケアラーへの対応

・「虐待、ヤングケアラー一報」を活用し、早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携して必要な支援の充実に努めます。

○社会的・職業的自立に向けた教育活動の充実

・教育活動全体を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努めます。

【指導の重点】

[自己指導能力の育成]

○「自己存在感の感受」・「共感的な人間関係の育成」・「自己決定の場の設定」・「安全・安心な風土の醸成」の4つの視点を重視した教育活動を行い、自己指導能力の育成に努めます。

[常時指導の充実]

○日常的な指導について、児童生徒の基本的な生活習慣の定着や規範意識の高揚等を図るとともに、児童生徒の成長を促す発達支持的生徒指導の充実に努めます。

[不登校への対応]

○不登校の未然防止や早期発見・解決に向け、校長が設定した「不登校対策重点」に基づき全教職員及び関係機関との連携による組織的・重層的な支援を図り、誰もが安心して学べる環境づくりに努めます。

○教育支援センター（3カ所のふれあい教室）において、学校と連携した誰一人取り残さない支援を充実させ、不登校児童生徒の心の安定を図り、社会的自立や学校復帰に向かう居場所として機能するよう努めます。

○不登校児童生徒の保護者の不安や悩みを軽減するために、不登校の子ども理解や支援方法等の情報を提供するとともに、保護者同士で継続的に交流や情報交換できる機会を設けます。

○ICTを活用し、サポートルームや自宅にいる児童生徒をオンラインで教室や担任とつなぎ、授業配信、面談、個別指導等に取り組みます。

[いじめ防止対策の充実]

○学校と市教委が連携し、太田市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ見逃しゼロを目指すとともに、いじめの未然防止と早期発見・早期解決に努めます。

○各校の令和7年度いじめ防止スローガンに基づき、児童生徒主体のいじめ防止の取組を推進し、いじめを許さない風土づくりに努めます。

○全校で児童生徒向けのSOSの出し方教育を実施するとともに、児童生徒のSOSの受け方の研修を推進し、児童生徒に寄り添った組織的な支援に努めます。

○「いじめ一報」には、判断基準に基づいた深刻度を明記し、重要度の高い案件については、学校と市教委が連携して解決に向けて取り組みます。

[問題行動等への対応]

○問題発生時には、学校が素早く家庭や市教委、児相、警察等と連携を図り、早期解決できるように支援に努めます。特に、暴力4行為については、「問題行動等緊急報告用紙（第一報）」を活用し、関係機関と連携して対応します。

[児童虐待・ヤングケアラーへの対応]

○児童虐待・ヤングケアラーについては、学校が児童生徒の小さな変化を見逃さず、「児童虐待・ヤングケアラー一報」を用いて素早く市教委や児相、子育てそうだん課と連携を図るよう支援するとともに、虐待を受けた児童生徒やヤングケアラーの児童生徒へ必要な支援を行います。

[社会的・職業的自立に向けた教育活動の充実]

- 児童生徒が「キャリア・パスポート」等を活用し、自己の生き方を見通したり自己の成長を振り返ったりできる指導の工夫を通して、主体的に学びに向かう力の育成に努めます。
- 中学校1年生・義務教育学校7年生で実施する「進路適性検査」を積極的に活用し、生徒の進路への関心を高めたり、自己理解を深めたりして、自立した自分らしい生き方を選択できる力の育成に努めます。

5 心の教育の充実

（具体方針）

○人権教育の推進

- ・全教育活動を通して計画的に人権教育の推進を図り、人権に対する正しい知識と人権感覚を身に付けた児童生徒の育成に努めます。また、家庭への啓発に努めます。

○道徳教育の充実

- ・道徳科の授業を要として、全教育課程を通じて道徳教育を推進し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう努めます。

【指導の重点】

- 同和問題等、14の人権重要課題の年間指導計画への適切な位置付けを進めるとともに、多様化する人権問題に対する正しい知識と人権感覚を身に付けられるよう、授業や教職員研修の充実に向けた教材や指導方法についての情報発信に努めます。
- 人権教育実践推進校を定め、人権教育について実践的に研究したことを市内各校へ広げ、市全体の人権教育の充実に努めます。
- 学校ブログの活用や、授業公開・講演会の実施、地域人材の活用を促し、保護者への啓発や地域・関係機関等との連携を推進します。
- 道徳教育では、児童生徒に物事を多面的・多角的に考えさせるとともに、自己の生き方について考えさせる授業の充実について指導助言に努め、児童生徒が道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を養えるようにします。

6 学校体育と学校保健の充実

（具体方針）

○体力の向上と生涯スポーツの基礎づくり

- ・児童生徒の実態や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」、新体力テストの結果を踏まえて作成した各学校の体力向上プランに基づき、課題を明確にした指導内容・方法の工夫による体力の向上の推進に努めます。また、授業や行事を通して、「行う、見る、支える、調べる」等の多様なスポーツとの関わり方を楽しむ生涯スポーツの基礎づくりに努めます。

○児童生徒の健康管理対策事業

- ・学校保健安全法に則り、学校感染症対策として環境衛生に適切に取り組むとともに、市販薬の過剰摂取を内容に含めた薬物乱用防止教室の開催等、健康教育の推進に努めます。

○学校保健会の充実

- ・学校医や学校歯科医、関係機関と連携し、学校保健関係者への情報提供や研修、児童生徒の健康診断に関わる協力等、活動の充実に努めます。

○教職員健康診断の実施と労働安全衛生管理体制の充実

- ・教職員の健康診断の充実や疾病の早期発見に努めるとともに、労働安全衛生法に基づいて労働安全衛生管理体制の充実を図り、教職員のメンタルヘルスを含めた健康管理に努めます。
- 休日の部活動の段階的な地域移行(展開)に向けた環境の整備
 - ・国の動向を踏まえ、引き続き校長会・教頭会、中体連、おおたスポーツ学校等と連携した「太田市部活動運営の在り方検討委員会」を開催し、指導者や活動場所の確保、費用負担等について検討するなど、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行(展開)に向けた環境整備に努めます。

【指導の重点】

- 児童生徒の実態や新体力テスト等の結果を踏まえて作成した各学校の体力向上プランに基づき、児童生徒が体を動かす楽しさや新しい技ができる喜びを実感できる指導法の改善を通して、体力の向上に努めます。
- 授業や行事を通して、オリンピック・パラリンピックや各種スポーツ大会やイベントに関心をもたせ、「行う、見る、支える、調べる」等、多様な関わり方を楽しめる生涯スポーツの基礎づくりに努めます。
- 手洗いやうがい、適切な換気、咳エチケット等、状況に応じた感染症対策に努めるとともに、学校医、学校歯科医等と連携して肥満や生活習慣病予防、歯科衛生、視力の低下を防ぐための目の健康、偏食などに関わる保健指導の充実に努めます。
- 児童生徒の健康被害を未然に防ぐため、学校薬剤師や関係機関と連携して、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）を内容に含めた薬物乱用防止教室の全校実施と内容の充実に努めます。
- 教職員健康診断を通して、疾病等の早期発見に努めるとともに、衛生管理医や産業医と連携した労働安全管理体制の充実に努めます。
- 休日の部活動の地域移行(展開)については、合同部活動の実施や部活動指導員配置等の地域連携を進めるとともに、「太田市部活動運営の在り方検討委員会」において、指導者や活動場所の確保、費用負担等について検討するなど、地域クラブ活動への移行(展開)に向けた環境整備に努めます。

7 安全教育の充実

（具体方針）

- 生命の尊重を基盤とした安全教育の推進
 - ・交通事故の未然防止に向けて「自分の身は自分で守る」安全意識の高揚を図る指導の充実に努めます。また、自然災害等に備え、地域や外部専門機関と連携して防災教育の一層の充実に努めるとともに、事項の学校安全計画に基づいた避難訓練を実施し、緊急時対応マニュアルの改善・充実を図ります。
- 地域・関係機関と連携した安全対策や防犯体制の確立
 - ・太田市通学路安全推進会議を機能させ、各学校の通学路安全点検の結果及び地域の声を踏まえて、関係諸機関と連携しながら安全対策を進めます。併せてスクールガードリーダーの活用を図り、地域ぐるみの安全体制の強化を図ります。

【指導の重点】

- 地域や関係諸団体と連携するなど、交通安全教室実施の充実を図り、自転車乗車時のヘルメット着用と左側走行、見通しの悪い交差点での絶対停止（ツーストップ）等、児童生徒への安全指導を徹底します。

- 「私の交通安全宣言」や登下校に利用する道路の危険マップなどの作成・活用を通して、児童生徒自身が「自分の身は自分で守る」意識の高揚に努めます。
- 学校安全計画に基づき、保護者・地域・関係機関と協力しながら地域ぐるみの安全体制づくりを図り、登下校時や長期休業中の安全確保、防犯意識の向上に努めます。
- 各学校の通学路安全点検の結果や地域の要望、危険箇所や事故発生現場での合同点検の結果等を、太田市通学路安全推進会議の中で協議し、関係諸機関と連携しながら安全対策を進めます。
- 東日本大震災や令和6年能登半島地震の教訓を生かし、地域の防災マップを参考に避難計画を見直すとともに、地域や外部の専門機関と連携した訓練を実施するなど学校全体で危機管理に取り組めます。
- スクールガード・リーダーや警察官を活用した防犯教室等を実施するなど、地域や関係機関と連携を図り、情報共有と防犯体制の強化に努めます。
- 青色回転灯付パトロール車を交通安全指導や不審者対策のために活用することで、児童生徒の登下校時における安全確保に努めます。

8 環境教育の充実

（具体方針）

○ 持続可能な社会づくりへの参画

- ・ 計画的・継続的な環境教育や児童生徒の主体的なエコ活動の推進、家庭や地域への積極的な啓発を通して、人と環境との関わりについて正しい認識に立ち、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材の育成に努めます。

【指導の重点】

- I S O14001に基づいた環境教育を推進し、人と環境との関わりについて正しい認識に立ち、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる児童生徒を育成します。
- S D G s と関連させ、各教科・領域等で環境に関する内容の充実を図り、児童生徒が主体的に学習や行動ができるよう環境教育の改善・充実に努めます。
- 太田市の取組を含めた「カーボンニュートラル」の教育コンテンツを活用し、児童生徒の環境に対する意識を高めます。

9 多様性を尊重する教育の充実

（具体方針）

○ 特別支援教育の充実

- ・ 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、一人一人の特性に応じたきめ細やかな指導・支援等の充実に努めます。

○ 切れ目ない支援体制づくり

- ・ 各園から小学校、小学校から中学校の学年移行期時において情報を丁寧に引き継ぎ、切れ目ない支援の充実に努めるとともに、適切な就学先の決定に向けた相談支援を進めます。

○ 外国人児童生徒教育の充実

- ・ 初期指導教室（プレクラス）と連携するとともに、国際教室による指導体制及び教材の整備を充実させて日本語の習得を支援し、中学校卒業後の進路実現に努めます。

【指導の重点】

- 特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育支援委員会を機能させ、全教職員が障がいの特性や合理的配慮等に関する理解を深めるため、特別支援教育に関わる研修の充実に努めます。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒の実態を的確に把握し「個別の指導計画」を作成・活用することで、児童生徒の学習や生活上の困難さを克服・改善するための個に応じた効果的な指導を行い、全教職員の理解と協力のもと、児童生徒が学級への所属感や自己肯定感を高められる支援の充実に努めます。
- 特性をもった児童生徒への対応について、専門家による研修会を通して理解を深め、児童生徒の困り感に寄り添った合理的配慮に努めます。
- 必要に応じて介助員を配置し、特別支援教育の指導体制の整備に努めます。
- 幼・保・こども園との連携を図り、「個別的教育支援計画」等を活用した切れ目ない支援の充実に努めるとともに、小・中学校、高等学校等サポート事業等を活用し、適切な就学先の決定に向けた相談支援の推進に努めます。
- 各園への訪問や困り感のある保護者との相談を実施することで実態を的確に把握し、障がいのある幼児児童生徒の適切な就学先決定に係る支援の充実に努めます。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアを校内で受けられるようにするため、看護師等の配置などの必要な措置を講じます。
- 初期指導教室（プレクラス）と連携し、児童生徒の母語（第一言語）やアイデンティティを大切にしながら、特別の教育課程に基づいた国際教室の運営が行われるように努めます。
- 「個別の指導計画」に基づき、計画的に「取り出し指導」や「入り込み指導」等を行うことで、学校生活への適応と日本語能力の向上、学習言語の習得を図ります。
- 進路ガイダンスの内容を基に、バイリンガル教員・日本語指導員と連携し、保護者に適切な情報を提供し、生徒のよりよい進路の実現に努めます。
- 翻訳の簡略化や使用教材の例示等、外国人児童生徒の増加に対応した業務の精選や効率化を図ることで、バイリンガル教員・日本語指導員が児童生徒への指導に集中できるよう努めます。

10 幼保小連携の推進

（具体方針）

○ 幼保小の連携、相互理解

- ・ 幼保小の学びの連続性を意識し、系統的、継続的な教育の推進に努めるとともに、幼児と児童の交流や教職員同士の交流を通して、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。

【指導の重点】

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた情報共有をもとに、幼保小の学びの連続性を意識した教育課程や指導計画の充実に努めます。
- 子供一人一人のよりよい学びの場の検討をするため、園訪問を実施し、特別な配慮が必要な園児に関する情報の共有に努めます。
- 幼児と児童の交流や、保育参観や授業参観、合同研修会等の職員同士の交流を通して、相互理解を図り、小1プロブレムの対策として幼保小の円滑な接続を推進します。

11 小中連携・一貫教育の充実

（具体方針）

○ 義務教育 9 年間を見据えた指導

- ・ 義務教育 9 年間を見通し、発達段階を踏まえた継続的な指導を行うことによって学力向上を図るとともに、不登校や生徒指導問題等の中一ギャップの解消を目指し、小中学校の円滑な接続を図ります。

○ 小中一貫教育の推進

- ・ 「北の杜学園」における小中一貫教育の取組の成果を市内学校に水平展開し、各中学校区における小中一貫教育の推進に努めます。

○ 中高一貫教育の推進

- ・ 共通の教育目標の下、中高が連携した 6 年間の一貫した特色あるプログラムを通して、確かな知性、豊かな人間性、たくましい心身を培い、高い志をもち、自ら未来を拓く生徒を育てます。

【指導の重点】

- 各中学校区における計画的な小中教員の交流及び研修等を通して、育成を目指す児童生徒像の共有を図り、小中一貫した学習習慣・学習規律の確立、9 年間の系統性・連続性を重視したカリキュラム編成、共通の視点での授業実践等に努めます。
- 小中一貫教育推進会議を開催し、北の杜学園等における小中一貫教育の取組や成果について情報交換を行い、その内容を市内の小中学校に水平展開し、教育水準の向上を目指します。
- 教育研究所研究班「小中一貫教育研究班」を編成し、小中一貫教育や小中一貫型小学校・中学校について研究を行います。
- 先進市町村への視察を行い、小中一貫教育を推進するための調査研究を行います。
- 6 年間一貫した共通の教育目標の下に編成した特色ある教育課程や部活動等の指導を通して、中高一貫教育の充実に努めます。
- 課題解決力の向上を目指し、中高 6 年間を通して総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）の充実に努めるとともに、その成果を市内の中学校に広め、教育水準の向上を図ります。

12 働きやすい職場づくり

（具体方針）

○ 業務改善の推進

- ・ 教職員がゆとりをもって、自ら学び、子どもたち一人一人としっかり向き合う時間を確保するために、業務の廃止や縮小による削減、ICT 化などによる業務の効率化の推進に努めます。

【指導の重点】

- 授業時数（余剰時数の削除）や学校に関わる地域行事への児童生徒引率、外部機関からの作品募集のとりまとめなどの削減に努めます。
- 宿題の管理、テストの実施・採点、学級通信などの各種通信の配付、生活ノート、連絡帳のやりとりなど、ICT 化の推進に努めます。
- 授業や校務における ICT の効果的な活用例等を学校内外で水平展開することで、ICT 活用の推進に努めるとともに、教職員の負担軽減を図ります。
- 教職員の勤務時間を適正に把握し、関係機関等とも連携しながら、教職員の長時間労働による健康障害の防止やメンタルヘルスの保持・増進を図ります。

13 情報教育の充実

（具体方針）

○ 情報活用能力の育成

- ・各教科等において、ＩＣＴを活用し、「疑問を持ち調べる」、「考えたことを人に伝える」といった学習活動を積極的に行うために、集めた情報の真意を読み解いたり、鵜呑みにせず精査できる情報リテラシーの育成に努めます。

○ 情報モラルの育成

- ・情報モラル教育については、ＳＮＳの使用に関わる指導の充実を図り、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度の育成に努めます。

【指導の重点】

- 情報教育に関する年間指導計画を作成し、計画的・系統的に指導を行うことにより、情報活用能力の育成を推進します。
- 学習支援ソフト活用による個別学習・家庭学習の充実と、授業支援ソフト活用による活発な意見交流や協働作業を行う授業展開を推進し、児童生徒の学力の向上を図ります。
- 情報を正しく活用する力を身に付けるために、調べ学習をする際は、複数の情報元で確認したり、発信元を確認したりするよう努めます。
- 警察・通信事業者との連携や、発達段階に応じた動画教材の活用等による情報モラル教育を全校で行い、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育みます。
- 情報モラル教育では、ＳＮＳによるいじめ、ＳＮＳを介した成人とのトラブル、家出等、具体的な事例を取り上げ指導するよう働きかけます。また、ＳＮＳによるトラブルの未然防止について、保護者への啓発に努めます。

14 就学援助制度

（具体方針）

○ 就学援助制度

- ・経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、新入学用品費、校外活動費、修学旅行費等の援助を行い、義務教育の円滑な遂行を図ります。
- ・就学援助制度の適切な運用、きめ細かな広報等に取り組み、活用と充実に努めます。

【指導の重点】

- 国や県からの情報に注視し、適切な経済的援助を行うことで、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう努めます。
- 新入学児童も含めて全児童生徒の保護者に対し周知を行い、学校や地域とも連携し必要とする世帯等には援助を行えるよう努めます。

15 食に関する指導の充実

（具体方針）

○ 計画的な食に関する指導の推進

- ・地場産農産物の積極的な活用や生活習慣病の予防など望ましい食習慣の形成のため、学校給食が生きた教材となるような献立作成に努めるとともに、各教科に含まれる食

に関する内容を理解し知識を深めるための指導を行うことによって食育を推進します。

○食育セミナーの実施

- ・小学生とその保護者を対象に、食育に関するセミナーを開催し、体験活動を中心とした食育の推進に努めます。

【指導の重点】

- 食に関する指導の全体計画の活用を図り、食育指導の充実に努めます。
- 栄養バランスのとれた安全でおいしい給食を提供し、望ましい食習慣の形成や食に関する知識の理解の促進に努めます。
- 家庭や地域と連携し、食事と健康への関心を高め、児童生徒が正しい食事のとり方を体得できるよう努めます。
- 地場産農産物を積極的に活用し、旬や食と地域、生産者とのつながりを意識できるような効果的な指導に努めます。

16 高校教育の推進

(具体方針)

- 生徒一人一人の進路実現のため、普通科は中高一貫の系統性ある教育プログラムを通して、高い学力を習得し国公立・私立難関大学等の合格を目指します。商業科は多種目の高度資格の取得にチャレンジし、専門知識の習得と資格の取得を目指します。
- 部活動等特別活動を推進し、学校の活性化を図ると共に、生徒のたくましい心身及び豊かな人間性の育成に取り組みます。
- 地元企業や大学、地域と連携したグローバル人材育成事業を通して、企業や地域の課題を探究し、グローバルな視野とローカルな視点を持ち合わせた人材の育成を行い、地元企業への就職率やUターン率の向上を目指します。
- 市立太田高等学校長寿命化計画に基づき予算の平準化を図り、室内照明器具LED化工事、テニスコート補修工事、第一キュービクル改修工事等を行うとともに予防保全実施し、安全で充実した教育環境を確保します。

【指導の重点】

- 中高での系統的な指導を実践し、大学入試を見据えた授業改善を目指します。
- 多種目、高度資格取得を検定目標に掲げ、専門的な知識・技能の習得、それらを活用した実践力の育成を目指します。
- 「総合的な探求の時間」を活用し、問題発見力・課題解決力を養い、より良い社会づくりに貢献すると共に、自立した学習者の育成に取り組みます。
- 「市立太田」として一体となって部活動や学校行事等の教育活動を推進し、生徒の人間力の育成に取り組みます。
- 生徒が目標を持ち、主体的に活動できるよう部活動指導の改善・充実に努めます。
- 地域と連携した実践的・体験的なグローバル教育を実践し、地元の発展に貢献できる人材の育成と開かれた学校づくりを目指します。
- キャリア教育の充実に努め、生徒の高い志を育み、自己の進路実現に向けた校内指導体制の一層の充実に取り組みます。